

業務委託仕様書

1 業務名

高校教育改革推進支援委託業務

(先導拠点(※)の伴走支援、取組・成果の普及促進等)

※ 愛知県内4か所を想定する。

2 業務目的

文部科学省が示す高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)の考え方を踏まえ、愛知県における高校教育改革を効果的に推進することを目的とする。

本業務では、先導拠点への伴走支援を行うことで各校の協議体の設計・持続可能な体制構築を図るとともに、その後の先導拠点の取組・成果の普及体制の構築を通じて、県全体の高校教育改革の実現を図る。

3 業務内容

本業務は以下の2点を中心に構成する。

- ・ 先導拠点の取組推進のためのアドバイザー業務
- ・ 先導拠点の取組・成果の普及体制の構築業務

(1) 先導拠点の取組推進のためのアドバイザー業務

ア 概要

先導拠点の取組について、県が策定を進める高校教育改革実行計画の方向性との整合を図りながら、国及び他県における高校教育改革に関する政策動向や先行事例を整理し、取組の内容の充実に資する具体的な助言を行う。

イ 具体的支援内容

以下の内容について、各先導拠点との間で、原則月1回以上打合せを実施する(オンラインを含む)。

- ・ 地域(市町村、小中学校等)、産業界、大学等との連携に向け、先行事例の紹介、連携方法に関する助言、関係者間の協議内容整理等を通じて、協働体制構築を支援する。
- ・ 先導拠点に配置するコーディネーターを対象に、外部連携の手法や、教育活動の企画・運営等に関する助言を行う。
- ・ 生徒募集に向け、学校の特色や取組内容を効果的に発信するための広報内容・手法(学校説明会、Web、SNS等)について助言を行う。

(2) 先導拠点の取組・成果の普及体制の構築業務

ア 概要

- ・ 先導拠点が設定する改革目標の達成に向けて、取組の成果を客観的

に把握・評価するための仕組みづくりを支援する。

- ・ 先導拠点における取組・成果が県内全体へ普及するよう、課題整理及び情報発信の方法検討等を通じて、体制整備を支援する。

イ 具体的支援内容

- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が提供する「高校魅力化評価システム」について、先導拠点への導入支援を行うとともに、調査結果の活用方法、活用場面を理解するための研修を実施する。
- ・ 先導拠点の取組を県内へ普及する上での課題を整理し、国・他県の政策動向や先行事例を踏まえた対応策を検討・提案する。
- ・ 普及に向け、成果や好事例を分かりやすく整理した資料作成や、効果的な情報発信手法について助言を行う。

4 業務遂行体制

- (1) 本業務を総括する業務責任者を1名、個別支援を行うアドバイザーを1名以上配置すること。なお、本業務の特性に鑑み、業務責任者等は、以下の実務能力及び経験を有することが望ましい。

区分	要件
業務責任者	・ 産学行政連携事業又は教育分野のプロジェクトマネジメント経験を有すること。
アドバイザー	・ 学校魅力化や地域活性化に関する実務経験又はコンサルティング経験を有すること。 ・ コーチングや対話を通じて現場の意欲を引き出す伴走型の支援スキルを有すること。

- (2) 本事業の実施に当たり、事業の内容、進捗状況等について、定期的に県教育委員会と打ち合わせ、報告を行うこと。

なお、本事業の経過全般を常に把握している担当者を置くこと。

5 報告書・資料作成

- (1) 中間報告書（令和8年12月までの実施状況）及び最終報告書の作成・提出
(2) 成果普及のための説明資料（プレゼン資料、事例集、評価データ一覧等の作成
(3) 県教育委員会が開催する会議・協議会等での説明資料

6 成果物に関する権利等

- (1) 著作権の譲渡等については、別添契約書（案）第2条のとおりとする。
(2) 県教育委員会に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作

権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。) を一切行使しないものとする。また、著作者人格権の不行使は、県教育委員会が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

- (3) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (4) 上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うものとする。

7 その他

- (1) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に委託業務を行うこと。
- (4) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費を負担すること。
- (5) 原則として、この仕様書及び提出された企画書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や県との調整が必要な事項については、その都度、県教育委員会に相談し、指示を受けるものとする。